

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な 取扱いのためのガイダンスの改正について

令和5年1月25日

個人情報保護委員会事務局

主な改正内容

1. デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に伴う改正

(1) 地方公共団体又は地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）及び診療所について、民間規律の一部の適用対象となることによる改正

- ・ 本ガイダンスの対象となる「医療・介護関係事業者」に追加
- ・ 開示等請求等については公的部門の規律が適用される旨を記載

(2) 個人情報保護関係法令の改正に伴う条ズレ、条文引用箇所の変更等

2. その他

- 令和4年5月に改正した「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ & A（※）を踏まえた改正 等

※ 利用目的による制限や第三者提供の制限における公衆衛生目的による例外について、本人の転居等により有効な連絡先を保有していない場合や本人の同意を得ることにより研究の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合が「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する旨の明確化等

今後の予定

- 令和5年4月1日施行に向けて、意見公募手続等を実施